

基本合意書調印式における厚生労働大臣談話

令和3年5月18日

建設アスベスト訴訟については、これまで、「与党建設アスベスト対策プロジェクトチーム」において、原告団・弁護団の方々のお話を伺いながら、解決に向けて協議が重ねられ、昨日、取りまとめが行われました。また、菅総理から、和解に向けた基本合意を、早急に締結する方針が示されました。

こうした中、本日、建設アスベスト訴訟原告団及び弁護団の方々との間で、「基本合意書」締結をいたしました。

国が規制権限を適切に行使しなかったことにより、建設業に従事していた方々が石綿による健康被害を被ったことについて、被害者の方々やご遺族の方々の、長期間にわたるご負担や苦しみ、悲しみに思いをいたし、厚生労働大臣の職務を担う者として、心からお詫びを申し上げます。

今後は、この基本合意書を踏まえ、係属中の建設アスベスト訴訟の原告の方々と、和解を進めてまいります。

また、既に石綿関連疾患を発症し、あるいは将来発症する方々も、多数いらっしゃるものと認識しております。こうした方々に対する給付制度の実現のため、与党における法案化に、最大限協力してまいります。

改めて、長期間にわたり、様々なご苦勞を抱えてこられた被害者の方々のご遺族の方々にお詫びを申し上げるとともに、「基本合意書」の誠実な実施をお約束いたします。